# 豊前市食育推進計画

令和4年3月

豊前市

## 目次

第1章 豊前市食育推進計画の策定趣旨			
①食生活をめぐる現状と課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
第2章 計画の基本的な考え方			
①目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
第3章 食や健康と産業をめぐる現状と課題			
①食生活と健康 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
第4章 計画の根幹と取組			
①計画の根幹 ・・・・・・・・・・8 ②各分野の取組			
(1)健康増進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
第5章 地域が一体となった食育の推進			
①家庭生活でのそれぞれの役割 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
第6章 施策の目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			

## はじめに

私たちにとって、「食」は、生命と健康の基本であり、日々の食事は、家族 や友人とのコミュニケーションを通じ、私たちの「心」の健康、生きる喜びに 寄与するものです。

豊前市では、自然環境を生かし、市内、県内、国内の皆さんに安全でおいしい「食」を提供する重要な役割を担うとともに、市内では食を通じた健康づくりの取組をはじめ、学校や保育所の教育福祉関係者、農林水産業者、食品関連事業者など、関連する関係者と連携し、主体的に食育に取り組む動きが進んできています。

このため、豊前市は、このような食育の取組を支援するとともに、食育の効果的な推進を図るため、この度「豊前市食育推進計画」を策定し、生涯にわたって健全な食生活を送るよう意識し、実践することや、生産から食卓までの循環に目を向けた取組を進めることといたしました。

食育の取組は、家庭はもとより、学校や地域など生活の様々な場面において、全ての市民の皆さんに参加・実践していただくことが重要であることから、この計画の実現に向けて、市民の皆さんと一緒になって「食育・地産地消推進」に取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力をお願いいたします。

令和4年3月

豊前市長 後 藤 元 秀

## 第1章 豊前市食育推進計画の策定趣旨

## ①食生活をめぐる現状と課題

「食」は、わたしたち人間のいのちをつなぎ、健康を維持する源です。しかし、 近年の経済発展や科学技術の進歩、国際化の進展による食品流通の広域化などによって、いま、食を取り巻く環境は大きく変化しています。

世界一の長寿国となった日本ですが、時代の移り変わりとともにわたしたちのライフスタイルも大きく変化し、食料資源の浪費・食生活の欧米化・不規則な食事の摂り方・栄養の偏り・肥満や生活習慣病の増加など、飽食の時代の中で多くの問題を抱えています。また、家族みんなで食卓を囲む機会が減り、食に関連した話題や料理のつくりかた、食事作法の知識などを学ぶ機会も減少しました。家族がふれあう時間が少なくなったことで、会話や食事を楽しむ気持ちも芽生えないなど、青少年を中心とした心の問題も取りざたされています。

さらに、相次いで発生している食品の偽装表示問題や異物混入事件、先進国では最も低い日本の食料自給率(約40%)など、食に関する数多くの問題が指摘される中で、わたしたちは「食」についてもっと関心を持ち、自らの知識を高めるとともに、地域の味や素材等を今一度見つめ直しながら、心身ともに健康的に暮らしていく必要があります。

## ②食と豊前の関係

昭和30年、9の町村が合併してできた豊前市には、山・川・海の豊富な食資源が存在し、その恵まれた自然のステージに抱かれるようにして、わたしたちは暮らしています。

しかし、その貴重な食資源について、わたしたちはまだ知らないことが多く、その資源を活かしきれていないところがあります。食は、健康・福祉・教育といった生活の基本分野だけではなく、農林水産業・食品加工業・飲食業・観光業など幅広い産業にも関わりがあり、豊前市では数多くの市民が食関連の仕事に従事しています。

食育を考えていくうえで、市・市民・事業者などが、それぞれの立場で自分たち にできることを考え、そして取り組んでいく必要があります。

#### く食音とは>

わたしたちの心も身体も全ては「食」の上に成り立っていると言えます。健全な食生活を送るために、その「食」を自分自身で管理する力を身につける取組が「食育」です。 食育基本法の中では「食育」を次のように位置づけています。

- ・生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるべきもの
- ・様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること

## ③食育を推進するために

食育を浸透させるため、豊前市は平成21年12月に「豊前市食育推進会議」を 設置しました。農業や水産、流通・観光・飲食業、健康増進や地域づくりの団体、 PTAの代表者、有識者などの委員で食育や食のまちづくりの推進について審議を 重ね、平成22年3月に第1期計画、平成26年3月には第2期計画を策定し、スローガンである「誰もが健康で幸せに暮らせる元気なまち」の実現に向け活動を行っています。

## ④理念と役割に沿って

食育を推進するためには、子どもからお年寄りまで市民一人ひとりがその理念や考え方を理解し、取組に参画する必要があります。自然の恵みである食と、食に関わる人びとやその活動に対して感謝の念を深めるとともに、食に関する知識を楽しく学んで身近なことから実践することが大切です。わたしたち市民自らが、食に関する正しい知識を身につけ、心豊かに生きる力を育むことによって、健康で文化的な暮らしと活力ある地域社会をつくりだすことを目指し、この計画を策定しました。

わたしたちは、何から取り組めばいいのか。何をはじめればいいのか。

この推進計画を参考に、それぞれの立場に沿った「食育」を考えていただければ 幸いです。

## ⑤計画の位置付けと期間

「豊前市食育推進計画」は、「豊前市総合計画」との整合性を図りつつ、基本方針 や推進目標、市民や事業者等が自発的に取り組む内容を示した活動のガイドライン です。

食育基本法では、市町村が策定する食育推進計画は、国と県の計画を基本として作成するよう努めることになっています。豊前市では、国・県の計画を踏まえ食育の推進や食のまちづくりを着実に進展させる観点から、第1次の計画期間を平成23年度から平成26年度までの3年間に設定し、土台づくりに取り組みました。また、第2次計画は、市の総合計画とも歩調を合わせるべく、平成26年度から平成30年度までの5年間で実施。令和元年度から3年度までは新型コロナウイルスの影響による社会情勢を鑑み、計画策定が行えませんでしたが、今回の第3次計画は、令和4年度から令和8年度までを計画期間として策定しました。

なお、社会の動向や情勢の変化などにより、計画に変更すべき点が生じた場合は、豊前市食育推進会議に諮り、計画内容の見直しを行います。

## 第2章 計画の基本的な考え方

## ①目標

- ○市民の健康で豊かな生活の実現
- ○食を支える農林水産業への市民の理解と支持の拡大
- ○地域や関係団体等の連携・協働による効果的・効率的な取組

## ②目指す方向

食育のさらなる推進のため、次の4つの目指す方向のもと、各関係機関と連携し、施策を総合的に展開します。

## (1)健康づくりや健康寿命の延伸につながる食育の推進

市民の心身の健康増進と豊かな人間性を育むため、市民一人ひとりが食育への関心と理解を深め、ライフステージに応じた健全な食生活が実践されるよう食育の推進をします。生涯を通じて生活習慣病の発症・重症化予防や健康づくりのために食生活について正しい知識を普及啓発し実践にむすびつくように取り組みます。

## (2) 保育園・幼稚園・学校等における食育の推進

子どもたちが、自分で考え、食を選ぶ力を身に付け、心身ともに豊かに 成長していけるよう、家庭や関係機関等と連携し、食育を推進します。

## (3) 地産地消の推進

農林水産業への理解を深め、自然の恵みや生産者への感謝の気持ちを持ち、地域とのつながりを大切にすることを通し、地元産農林水産物の積極的な利用を促進します。

## (4) 地域が一体となった食育の推進

食育は、保健、医療、商工業、教育、行政など多様な分野が関係しています。家庭や学校、企業や事業者、ボランティア団体、生産者など、それぞれの特性を活かしつつ、相互に連携しながら食育を推進します。

## ③基本的な役割

地域一丸となった食のまちづくりを行うため、それぞれが自らの役割を理解し、お互いの立場を尊重しながら積極的に推進します。

## (1) 市の役割

- ①市は、第一章の理念に基づき、食のまちづくりに関する総合的な施策を策定し、 市民等と連携を図りながら、これを計画的に実施します。
- ②市は、食のまちづくりに関する施策の普及啓発を行い、市民等の意識の高揚を図るとともに、食のまちづくりへの参画を奨励します。
- ③市は、食のまちづくりを推進するために、必要な財政上の措置を積極的に講じます。

## (2) 市民の役割

市民は、基本理念を理解し、家庭、学校、職場その他の市民生活のあらゆる分野において、自主的かつ積極的に食のまちづくりに取り組むとともに、市が実施する施策に協力するよう努めます。

## (3) 事業者の役割

- ①事業者は、基本理念を理解し、その事業活動を行うに当たり、自主的かつ積極的 に食のまちづくりに取り組むとともに、市が実施する施策に協力するよう努めま す。
- ②事業者は、あらゆる場面で食の安全及び安心に最大限配慮し、必要な措置を講ずるとともに、市内産食材の活用促進や地産地消の推進に努めます。

## (4) 関係団体等の役割

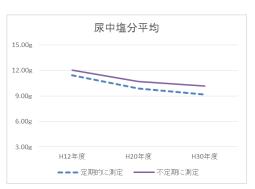
関係団体等は、基本理念を理解し、主体的かつ積極的に食のまちづくりに取り組む とともに、市が実施する施策に協力するよう努めます。

## 第3章 食や健康と産業をめぐる現状と課題

## ①食生活と健康

市では平成12年から健康教室等で尿中塩分測定を実施しています。尿中塩分は、1日の食事のおおよその塩分摂取が分かるものです。全体的に尿中塩分平均値は減少傾向にあります。さらに、定期的に健康教室等に参加されて尿中塩分を測定している方は不定期に測定する方と比べて、尿中塩分平均値が低いことがわかります。定期的に教室等を利用することで減塩に対する意識の向上が見られます。(表1)表1. 尿中塩分平均の比較

	H12	H20	R1
定期的に測定	11.42g	9.88g	8.66g
不定期に測定	12.01g	10.70g	10.55g



市の令和元年度特定健康診査の結果によると肥満者の割合が多くなっています。 (表 2) また、脳血管疾患や心疾患の危険因子である高血圧症有所見者  $(140/90 \, \text{mmHg以上})$  の割合が 29.7%、脂質異常症有所見者  $(\text{LDL} \ \text{LDL} \ \text{LDL}$ 

生活習慣病は個々の生活習慣改善が重要となるため、意識改善や望ましい食事量・食習慣の知識の習得が必要です。生活習慣病予防に取り組めるよう、保健指導や相談事業を実施していきます。

表 2. BMI から見る適正体重者等の割合

	H28		R	1
	受診者数 1,344 人		受診者数	1,657 人
肥満者の割合	247	0F 0W	E10 l	21.00/
BMI25 以上	347 人	25.8%	513 人	31.0%
やせの場合	04 1	7.0%	00.1	5.5%
BMI18.5 未満	94 人	7.0%	92 人	5.5%
適正体重者の割合	903 人	67.2%	1 052 1	62.5%
BMI18.5~24.9		07.2%	1,052 人	63.5%

(引用: KDB システム厚生労働省様式(5-5) 集計対象一覧)

表 3. 特定健康診查有所見者割合

	H28 年度		R1 年度	
	受診者数	1,344 人	受診者数	1,657 人
I 度以上高血圧症有所見者(未治療者含)	222 1	24.8%	492 人	20.7%
(血圧:140/90 mm Hg 以上)	333 人	24.8%	492 入	29.7%
脂質異常症有所見者(未治療者含)	100 l	1.4.00/	206 人	10.40/
(LDL コレステロール 160mg/dl以上)	188 人	14.0%	206 人	12.4%
糖尿病有所見者(糖尿病型含)	01 1	6.8%	206 1	12.4%
(HbA1c6.5%以上)	91 人	0.0%	206 人	12.4%

(引用:R1年度特定健康診査(法定報告)

(保健指導支援ツール)

## ②食に関する習慣づくり

## ○食習慣に関する状況

令和元年度特定健康診査結果(法定報告)では、朝食を抜くことが週に3回以上ある者の割合は8.0%、夕食後に間食をとることが週3回以上ある者の割合は20.0%でした。(表4)

生涯を健康で豊かな生活が送れるよう、生活習慣病予防には正しい知識に基づいた食習慣改善や生活習慣改善が必要です。

食生活やライフスタイルが多様化するなか、早い時期から望ましい食習慣を身 につけることも大切です。

表 4. 特定健康診査受診者の生活習慣の実態

受診者数	R1年度		
1,657 人	豊前市	福岡県	国
朝食を抜くことが	8.0%	11.3%	7 1%
週3回以上ある者の割合	0.0%	11.3%	7.170
夕食後に間食を取ることが	20.0%	19.6%	01.10/
週3回以上ある者の割合		19.0%	21.1%

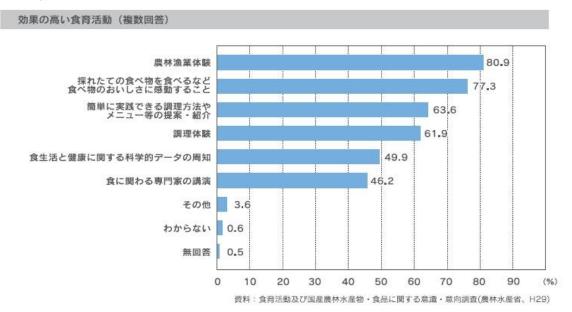
(引用: KDBシステム地域の全体像の把握)

## ③食育・地産地消に関する状況

## ○食育活動

国が平成29年度に行った食育活動及び国産農林水産物・食品に関する意識・意向調査によると、食に対する考え方や実際の食生活を改善するために効果が高いと考えられる食育活動は、「農林漁業体験」と回答した割合が80.9%と最も高く、次いで「採れたての食べ物を食べるなど食べ物のおいしさに感動すること」(77.3%)、「簡単に実践できる調理方法やメニュー等の提案・紹介」(63.6%)等となっています。このような実体験を伴う効果が高い食育活動を進めることが必要です。

## 図 1. 食育に関する意識調査



## ○農林水産業の振興に必要な施策

平成28年度に行った県民意識調査によると、安全・安心で高品質な農林水産物の供給や、地産地消の拡大や食育の推進を求める割合が高くなっています。市民のニーズを踏まえた取組が必要です。

## 図 2. 農林水産業振興に関する意識調査



## 第4章 計画の根幹と取組

## ①計画の根幹

食育を推進するにあたり、その根幹を成すものは次のとおりです。

なお、実施にあたっては、各施策が相互に関連性を持つことに配慮し、効果的かつ効率的な実施に努めるものとします。

- (1) 市民の健康増進をめざし、栄養指導や保健指導など、食と健康を増進する 施策
- (2)優れた食材を育む基盤の確保をめざし、山・川・海等の整備や良好な環境を保全する施策
- (3) 食料の安定的な生産・供給や食料自給率の向上をめざし、田畑や漁場等の 整備や地産地消の積極的な推進、特産品の開発やブランド力の強化など、 農林漁業や関連産業を振興する施策
- (4) 食による交流人口の増大をめざし、食観光を推進する施策
- (5) 食の安全・安心を確保するため、食品の安全性等の調査や食に関する調査 研究・情報の収集・提供等を行う施策
- (6) 食育による豊かな人間性の形成をめざし、保育所・幼稚園・小中学校・高等学校・家庭・地域等における食育指導や意識啓発など、教育・学習活動において食育を推進する施策
- (7) 食文化の継承活動に対する支援や食のまちづくりを推進するための施策
- (8) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大下においても、感染対策に留意し、 オンライン等を活用した食育活動を推進する施策

## ②各分野の取組

食育を推進するにあたっての、市の主な取組は次のとおりです。

## (1) 健康増進

○乳幼児期から高齢期までライフステージに沿った健康支援

栄養・食生活は、一生を通じた健康づくりの基本です。正しい食生活習慣を獲得するうえで、乳幼児健診時を中心として、保護者や乳幼児を対象に離乳食の正しい進め方やその月齢にあった幼児食について、周知・指導を行います。また各ライフステージや食生活習慣に対し、栄養・保健指導の実施に努めます。

## ○歯の健康づくり

食と健康を語る上で、歯は最も直接的で密接な関係があります。歯の健康を保つための取組を進め、関連する情報の提供に努めます。

## ○口腔ケアの推進

歯と同様、口の機能を維持・向上させることは、健康づくりのために極めて重要です。口腔ケアの重要性についてさらに認識を高め、「あいうべ体操」の実践をはじめとする周知・普及活動に努めます。

○食生活や栄養の改善に向けた支援

市内全域に食の重要性を周知するためには、協力団体が有機的に活動していく必要があります。各地域において、食生活改善推進員をはじめとする団体の活動や育成を支援します。

## 【主な施策】

[1] ライフステージに応じた食育の推進

ライフステージ	関連する事業
胎児期・妊娠期	・母子健康手帳交付 ・パパママ学級 ・妊婦健康相談
幼児期 0~5歳	・離乳食教室 ・乳幼児健診 ・乳幼児相談等
学童期・思春期	・親子ふれあい料理教室・健康教室 ・健康相談
6~18歳	
青年期	・健康教室 ・健康相談 ・若年検診
19~39歳	
壮年期	・特定健診、特定保健指導 ・健康教室 ・健康相談等
40~64歳	
高齢期	・特定健診、特定保健指導 ・後期高齢者健診 ・健康教室
	・健康相談等 ・いきいきサロン ・高齢者個別訪問

## [2] 食生活改善推進の担い手の育成

- ・食生活改善推進員の育成及び食生活改善推進員のスキルアップのための研修 会等の実施
- [3] 健康づくりや食の安全に関する情報発信、HPやSNSを活用した食や健康づくりに関する普及啓発
  - ・食品の表示や食品衛生の講習会
  - ・食生活改善推進員による、地区推進事業(減塩とバランスの良い食事の啓発)、特定健診結果説明会時の減塩料理の試食と活動の周知

## (2) 教育・学習での促進

○学校等における体制の整備

成長過程にある子どもたちにとっての食育は、一生のうちで極めて重要な 学びであり、学校等の体制整備は、食育を推進するために欠くことのできな い課題です。学校等において食育指導を行う栄養教諭等の配置、教職員の意 識啓発や理解促進に努めます。また、給食施設や体験農場など、食育の実践 の場となる施設整備についてその拡充に努めます。

○人材の育成

学校・職場・地域など、さまざまな学びの場において、食育を指導する人 材の育成に努めます。

○体験活動の促進

食育において体験活動はとても重要です。学校、職場、地域等における農 林漁業体験やグリーンツーリズム、「子どもが作る弁当の日」、「料理教室」の 実践など、食育を効果的に推進するための体験活動の実施に努めます。

○子どもへの食育推進

家庭・地域・学校等のさまざまな場を活用し、栄養、健康増進、自然環境の保全、循環型社会の構築、地産地消、地域の伝統食や行事食をはじめとする食文化、食に関する作法などの学習・体験の積極的な実施に努めます。

○市民への食育推進

すべての市民が生涯を通じ、家庭や地域のあらゆる場面で食の学習・体験に参画できるよう努めます。

○市民等の活動の支援

地域や職場、学校などにおいて市民等が実施する食の学習・体験に関する活動の支援に努めます。

○学校給食の充実

地場産物や米飯の活用を増進するとともに、給食を「生きた教材」とした食に関する指導に努めます。

## 【主な施策】

- [1] 食に関する指導の充実
  - 年間指導計画に基づいた食に関する取組の充実
  - ・「食育月間」「食育の日」の取組
  - ・体験活動を取り入れた授業や地域の人材等を活用した授業の実施
- [2] 学校、保育所等の給食の充実
  - ・成長期に必要な栄養を提供するためのバランスのとれた献立の作成
  - ・衛生管理の徹底及び安全な食材確保
  - ・郷土料理、季節の行事食等の活用
  - ・地元食材の給食献立への活用
  - ・栄養士、調理員等を対象とした研修会の実施
- [3] 家庭・地域・関係機関と連携した取組の推進
  - ・保護者や地域に対する講演会、給食だより等の資料配布による啓発
  - ・PTA等の関係団体との連携
  - ・食育に関する地域イベント等の実施及び支援

## (3) 産業振興

○食料自給率の向上

食料の生産や供給の安定化に努め、食材の種類・数量の確保、品質の維持・良化を図り、本市の食料自給率の向上に努めます。

○地産地消の推進

地元食材の活用促進や消費拡大に向け、市と市民等の意識改革を進め、地 産地消による農林水産業の振興や商工業の活性化に努めます。

○地域資源の掘り起こしと有効活用

食を通して農山漁村の活性化をめざす施策の調査研究を進めるとともに、 地域に潜在する食資源の掘り起こしと利活用の研究開発に努めます。

○流通分野への支援

生産者と消費者の交流や食の新たな販路拡大の支援、特産品の開発やブランドカの強化に努めます。

○魚食普及の推進

地場水産物の価値を周知する活動や料理教室等の取組を通じ、魚食普及の推進に努めます。

○人材の育成

次代を担う食産業のリーダーや食育活動を普及・推進する人材の育成に努めます。

## 【主な施策】

- [1] 地元産農林水産物等の利活用の推進
  - ・HPへの掲載等による直売所の情報発信
  - ・旬の地元産農林水産物を使ったレシピの紹介
  - ・各種イベントでの地元産農林水産物の販売
  - ・地元産農林水産物を利用した料理教室の開催
  - ・地元産農林水産物を活用した6次化商品の開発と販売の支援
- [2] 体験を重視した交流等による農林水産業への理解促進
  - ・農林漁業体験学習の実施
  - ・農業まつりでの体験ワークショップの実施
  - ・消費者と生産者等との交流促進
- [3] 食品ロス削減の推進
  - ・食べ残しや期限切れによる廃棄等が原因で発生する食品ロスを減らす取組の 推進

## 第5章 地域が一体となった食育の推進

食育は、決して難しくはありません。暮らしの場面に応じて気軽に行うことができます。各家庭や学校・職場、地域などで取り組めることから始めましょう。暮らしの場は、一人ひとりの食生活や食習慣を作り出し、食育を進めていくうえで最も基本的で重要な役割を担います。朝・昼・晩の食生活のリズムを1日の生活の中で整えながら過ごすことも大切です。また、家族と一緒に楽しく料理や食事をするなど、日常的に親子でできる毎日の体験や楽しい会話を通して、親子が共に望ましい食や運動などの生活習慣を身につけたいものです。

## ①家庭生活でのそれぞれの役割

## (1) 市

- ・市の広報誌やHPなどを活用した食育に関する情報発信に努めます。
- ・健康増進や生涯学習などさまざまな機会を通じ、食育の推進に関する指導 や情報提供等に努めます。
- ・食育の推進に向け、講演会や研修会、体験活動、シンポジウムなどを積極 的に企画・開催します。

#### (2) 市民

- ・ さまざまな分野における、食の学習や体験活動等への積極的な参加に努めます。
- ・食に関する情報に留意し、健康的で安全・安心な食生活の実践に努めます。

## (3) 事業者等

- [1] 保育·教育、保健·医療等
  - ・保育や教育の関係者は、市や家庭、他の事業者と連携を図りなが ら、食の学習や体験活動に関する情報提供等に努めます。
  - ・保健や医療関係者は、生活習慣病予防のための栄養指導、治療中の 疾病に対する食事指導など、市や地域、他の事業者と連携して家庭 における食育を支援します。

## [2] 農林漁業者·食品関連事業者等

・自然環境の保全を視野に入れ、安全安心な食材提供に取り組むとと もに、積極的な情報の提供に努めます。

## ②学校等でのそれぞれの役割

#### (1) 市

- ・学校等における食育の推進に向け、指針等の作成を支援します。
- ・食育を指導する教職員の意識啓発や理解の促進を図ります。
- ・体験農場など、食育推進施設の効果的な整備に努めます。
- ・学校等と連携を図り、食育事業を推進します。

#### (2) 市民

- ・学校等が実施するさまざまな分野における食の学習・体験活動等に積極的 に協力し、ともに学ぶよう努めます。
- ・食育の理解に努め、子どもたちの健やかな成長を図る活動を支援します。

## (3) 事業者等

## [1] 保育・教育、保健・医療等

- ・保育や教育の関係者は、学校等の施設を活用した取組はもとより、市 や家庭、他の事業者等と連携を図りながら、食に関する学習や体験活 動に関する情報提供に努めます。
- ・保健や医療関係者は、市や学校医・栄養教諭・学校栄養職員・養護教 諭などの教職員や地域、他の事業者との連携を図り、学校等における 食育を支援します。

## [2] 農林漁業者·食品関連事業者等

・学校等が行う体験学習などに協力し、技術指導や情報の提供に努めます。

## ③地域でのそれぞれの役割

### (1) 市

- ・地域において食育に関わる人材の育成や食文化に関する情報収集、食のま ちづくりや食育推進の普及・啓発に努めます。
- ・地域で食のまちづくりに取り組む事業者や市民の活動を支援します。
- ・自治会やコミュニティ組織等と連携を図りながら、市が行う食育事業等を 推進します。

#### (2) 市民

- ・市や自治会、公民館などが実施する食育の講演会や研修会など、地域で実施される食の学習・体験活動に積極的に参画します。
- ・食生活改善推進協議会や食のボランティア団体など、地域で活動する市民 団体の取組に協力し、これを支援するよう努めます。

## (3) 事業者等

- 〔1〕教育関係者等
  - ・地域が行う食に関する学習・体験活動に積極的に参画し、協力します。
- [2] 農林漁業者·食品関連事業者等
  - ・地域が行う調理実習、農林漁業体験、製造工程視察などの活動に積 極的に参画し、協力します。
  - ・生産者と消費者の交流の場や、安心・安全な食材に関する情報の提供に努めます。

## 第6章 施策の目標

項目	基準 (H30年度)	目標 (R8年度)
適正体重を維持している者の割合の増加	6 9 %	維持
夕食後に間食をとることが週に3回以上ある者の減少	13.3%	減少
朝食を抜くことが週に3回以上ある者の割合の減少	6.7%	減少
朝食を食べる習慣が定着している児童・生徒の割合	7 8%	9 0%
学校給食における地元産農林水産物を使用する割合	18.4%	維持
学校給食等に食材を提供する(直接取引を行う)直売 所数	1	3